

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者（年次漁獲割当量設定者） 住所
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

漁業法第26条第1項及び漁業法施行規則第16条第1項から第3項までの規定により、漁獲量等について次のとおり報告します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
採捕した特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日及びその漁獲量	陸揚げした日	漁獲量 (kg)

- 注 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告する場合は、右側に欄を追加して記入することができます。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」欄は、漁獲割当割合設定通知書の番号等今回の報告の対象となった年次漁獲割当量を区別することができる内容を記入してください（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について複数の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限りません。）。
- 3 「採捕した特定水産資源の名称」欄は、くろまぐろの漁獲量等の報告の場合は、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源ですので、右側に欄を追加して記入するか、又は報告書を分けてください。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」欄は、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合は移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合は承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入してください。
- 5 「採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日及びその漁獲量」の「陸揚げした日」欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含みます。）に入れた日を記入してください。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住所
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁獲量等報告書（漁獲努力量管理区分を除く漁獲割当管理区分以外の管理区分）及び
個人情報の取扱いに関する同意書

漁業法第30条第1項及び漁業法施行規則第19条の規定により、漁獲量等について次のとおり報告
します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評
価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の
機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1
項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15
年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から
委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

許可番号又は免許番号		
船舶の名称及び漁船登録番号		
管理区分の名称		
採捕に係る特定水産資源		
特定水産資源の名称	陸揚げした日	漁獲量 (kg)

- 注 1 「許可番号又は免許番号」欄は、漁業法第57条第1項の許可に基づいて特定水産資源の採
捕をした場合は許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした
場合は免許番号を、それぞれ記入してください。また、海区漁業調整委員会又は広域漁業調
整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合は、承認番号を記入してください。ただ
し、許可番号若しくは免許番号又は承認番号のいずれもない場合は、空欄で構いません。
- 2 「船舶の名称及び漁船登録番号」欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位と
なる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合は、空欄で構いません。
- 3 「採捕に係る特定水産資源」の「特定水産資源の名称」欄は、くろまぐろの漁獲量等の報
告の場合は、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資
源ですので、それぞれ欄を分けて記入してください。
- 4 「採捕に係る特定水産資源」の「陸揚げした日」欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合
は、いけす（移送用の仮いけすを含みます。）に入れた日を記入してください。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住所
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分のうち漁獲努力量管理区分）及び
個人情報の取扱いに関する同意書

漁業法第30条第1項及び漁業法施行規則第19条の規定により、漁獲量等について次のとおり報告
します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評
価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の
機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1
項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15
年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から
委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

許可番号又は免許番号			
船舶の名称及び漁船登録番号			
管理区分の名称			
採捕に係る特定水産資源			
特定水産資源の名称	陸揚げした日	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

- 注 1 「許可番号又は免許番号」欄は、漁業法第57条第1項の許可に基づいて特定水産資源の採
捕をした場合は許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした
場合は免許番号を、それぞれ記入してください。また、海区漁業調整委員会又は広域漁業調
整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合は、承認番号を記入してください。ただ
し、許可番号若しくは免許番号又は承認番号のいずれもない場合は、空欄で構いません。
- 2 「船舶の名称及び漁船登録番号」欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位と
なる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合は、空欄で構いません。
- 3 「採捕に係る特定水産資源」の「漁獲努力量」欄は、特定水産資源を採捕するために行わ
れる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに漁業法第14条に規定する都道府県資源管理
方針において示された操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ及び漁具
の使用回数）を記入してください。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

委任者 住所
氏名 ⑩
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する
同意書

漁業法の規定に基づく報告に係る事務について、下記のとおり委任します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

記

1 代理人の住所及び氏名

2 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

なお、委任者から委任期間が終了する日の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出をしない場合は、当該委任期間を1年間延長することとします（翌委任期間以降も同様とし、以下「延長された委任期間」といいます。）。委任期間（延長された委任期間を含みます。）中に委任を解除する場合は、委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ます。

3 委任事項（該当するものの番号を○で囲んでください。）

- (1) 漁業法第26条第1項の規定による知事に対する漁獲量等の報告（漁獲割当管理区分）
- (2) 漁業法第30条第1項の規定による知事に対する漁獲量等の報告（漁獲割当管理区分以外の管理区分）
- (3) 追加分（)

注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 委任者が複数の場合は、連名で1通の委任状を作成することができます。

3 漁業法第58条において読み替えて準用する同法第52条第1項及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第21条の規定による知事に対する知事許可漁業における資源管理の状況等の報告又は同法第90条第1項の規定による知事に対する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等の報告に係る事務についても委任するときは、「委任事項」欄の(3)に追加して記入することができます。